

緊急時の扱いについて

教務部

1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報が出た場合

- (1) 午前7時現在 暴風警報、大雨警報、洪水警報の何れかが、洲本市に出されている場合は、自宅待機とする。

午前9時までに警報が解除された場合は、午前11時より授業を開始する。

(45分授業で3限以降を実施する)

午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時30分より授業を開始する。(45分授業で5限以降を実施する)

午前11時現在 警報が解除されない場合は休校とする。

- (2) 午前7時を過ぎて、上記の警報が出された場合は協議のうえ、決定する。

- (3) 午前7時現在 兵庫県洲本市に上記の警報が出されず、かつ南あわじ市、淡路市、神戸市、芦屋市のいずれかに警報が出されている場合は、当該地区の生徒および当該地区を通学経路とする生徒を公欠として扱う。授業は9時30分より開始する。(40分授業で行う)

(当該地区の生徒および当該地区を通学経路とする生徒は登校してもよいが、安全を第一に考えて行動すること)

2. 地震が発生した場合

- (1) 震度5弱以上の地震が洲本市、淡路市、南あわじ市のいずれかに発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機する。

震度5弱以上の地震が神戸市、芦屋市のいずれかに発生した場合、当該地区の生徒は学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機する。

また、震度5弱未満の場合でも安全に登校できない場合は自宅または避難場所に待機する。

- (2) 大津波警報または津波警報が洲本市、淡路市、南あわじ市のいずれかに発令された場合は、安全な場所に避難・待機する。また、津波注意報発令の場合でも安全に登校できない場合は、安全な場所に避難・待機する。

3. その他緊急の場合は協議のうえ、決定する。

(平成27年4月8日から適用する)